

議第1号 令和7年度 事業実施報告

1 要保護児童対策地域協議会 合同会議の開催

令和7年10月1日(水) 別府市役所 5階大会議室

2 実務者連絡会(定期連絡会)の開催 12回

虐待を受けているこどもをはじめとする支援対象児童等(児童福祉法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。)のすべてのケースについて、共同管理台帳を基に経過や支援方針、主担当機関の確認、援助方針の見直し等の進行管理を行うとともに、関係機関との情報共有を行うため、毎月1回開催。

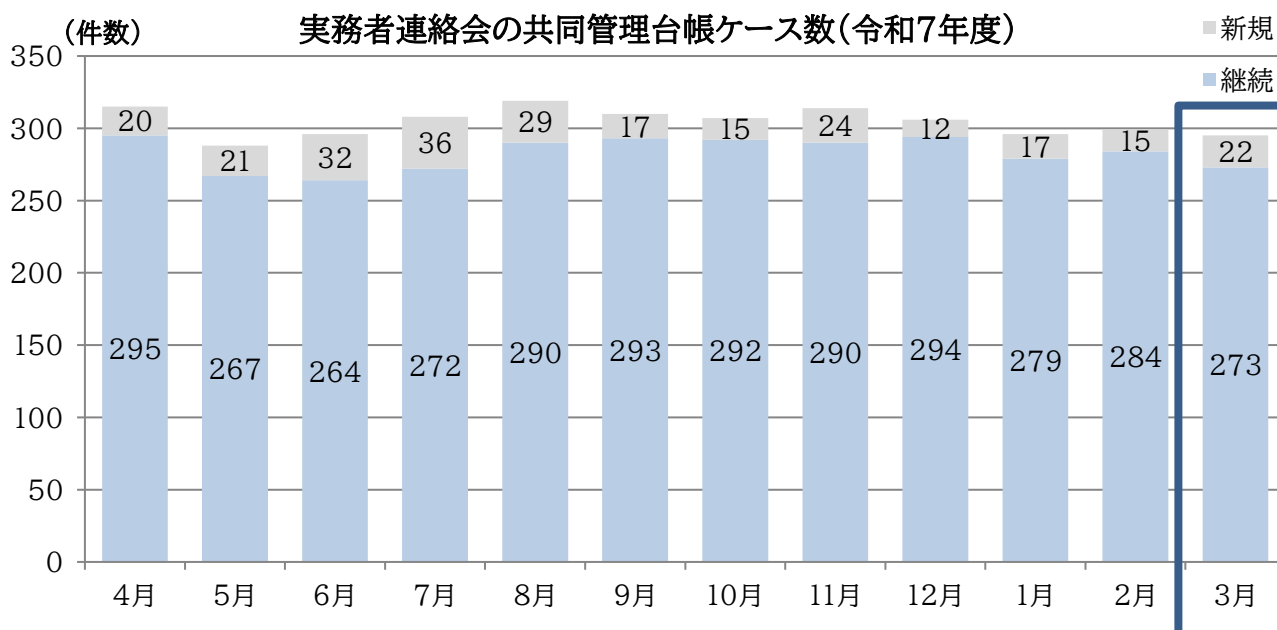
【参加機関】

大分県中央児童相談所、大分県東部保健所、別府警察署生活安全課、
大分県女性相談支援センター、
光の園子ども家庭支援センター、別府市こども家庭センター光の園
別府市教育委員会:学校教育課、教育相談センター
別府市市民福祉部:ひと・暮らし支援課、別府市こども部:こども家庭課

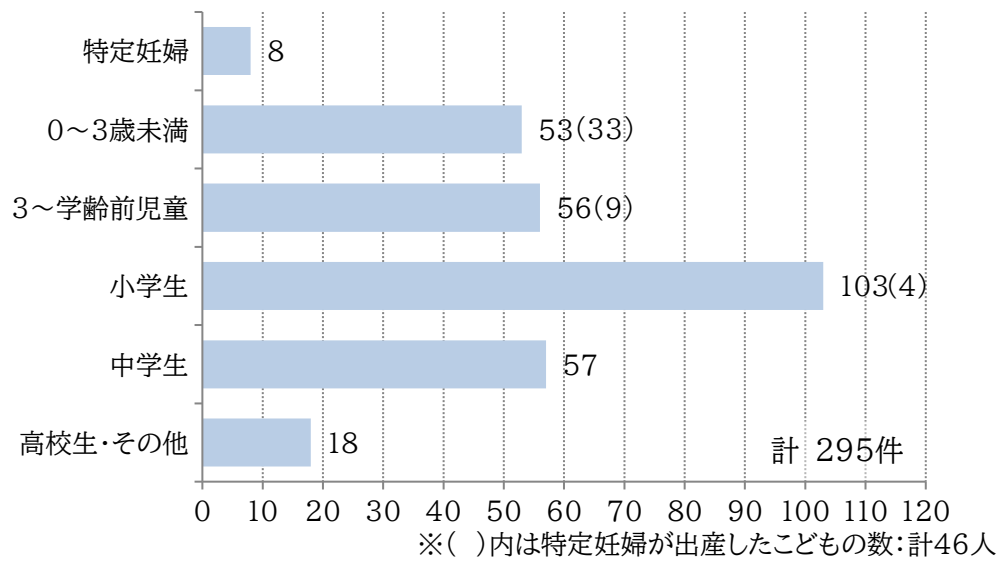
■要保護児童対策地域協議会の対象者(児童福祉法第6条の3第5項及び8項)

- ・要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童)及びその保護者
- ・要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)及びその保護者
- ・特定妊婦(出産後の養育について、出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)

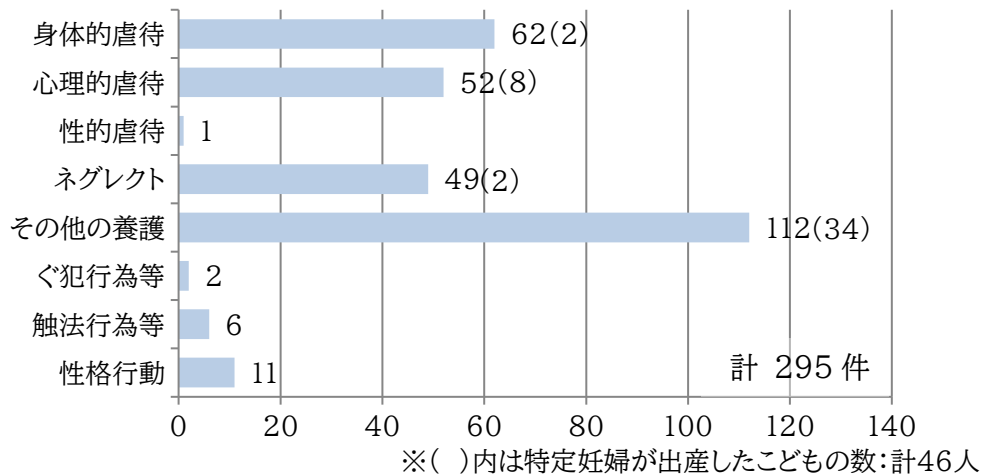
⇒これらを総称して支援対象児童等 といいます



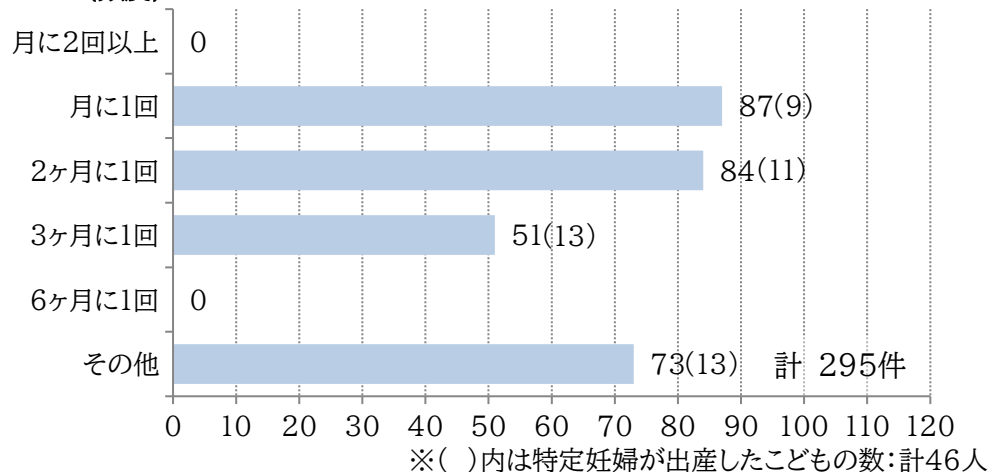
年齢別のケース数(令和8年3月台帳登載分)



主訴別のケース数(令和8年3月台帳登載分)



ケース対応の頻度(令和8年3月台帳登載分)
(頻度)



3 個別ケース検討会議 124回（延べ188件）

個別の支援対象児童等について、現に支援に関わっている、または今後関わる可能性のある関係機関が参加し、ケースに対する情報共有や具体的な支援内容や役割分担等について検討するため、必要に応じて開催。

【参加機関等】

医療関係 … 医療機関(産科・小児科・精神科)、療育機関、訪問看護

保健関係 … 保健所

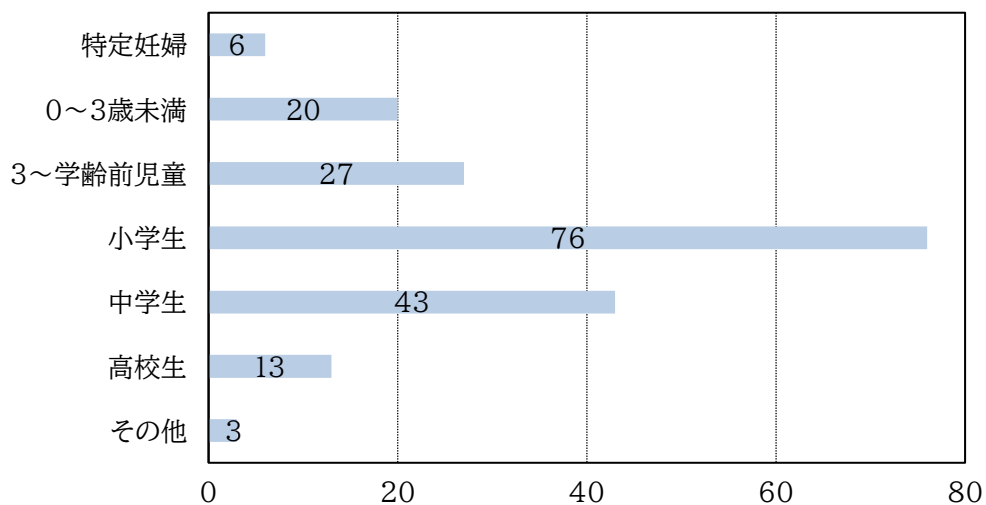
教育関係 … 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、教育相談センター

福祉関係 … 児童相談所、保育所等の保育施設、乳幼児総合支援センター、児童養護施設等の児童福祉施設、母子生活支援施設、光の園子ども家庭支援センター、相談支援事業所、訪問介護事業所、放課後等デイサービス、指定障害者支援施設、主任児童委員、ひと・くらし支援課、障害福祉課、子育て支援課、こども家庭課

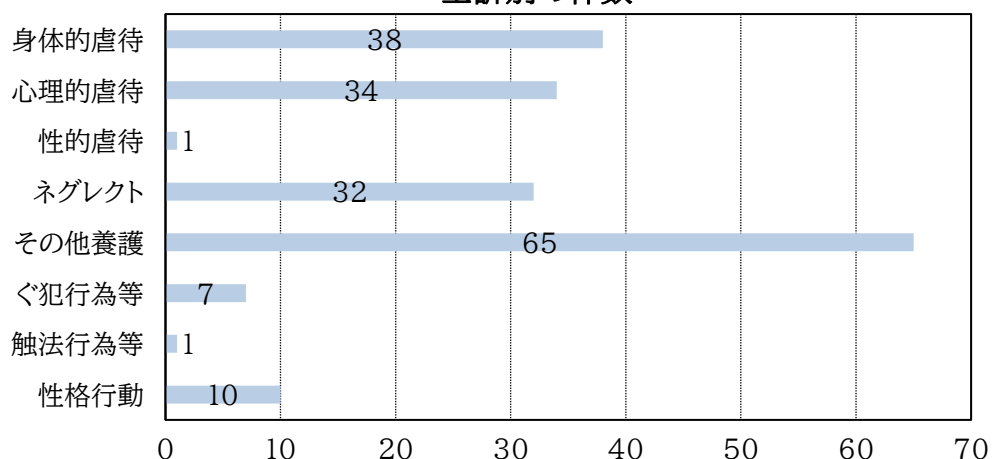
そ の 他 … 女性相談支援センター、他市町村の児童福祉主管課

※参考 開催回数 令和6年度…113回、令和5年度…107回

年齢別の件数



主訴別の件数



4 主任児童委員などによる健診未受診者家庭等への訪問事業

- 目 的 社会的孤立を防ぎ、地域ぐるみで見守りを行う。
- 内 容 毎月実施している乳幼児健診のうち『1歳6か月児』、『3歳5か月児』の健診を受診しなかったこどものいる家庭等に、当該地区の主任児童委員と別府市こども家庭センター光の園の職員と一緒に訪問し、健診の受診勧奨や子育て支援サービスの紹介を行う。

《実施状況》

	訪問対象	訪問の結果		不在ケースの経過
		在宅で面談	不在	
1歳6か月児健診	3	2	1	母親の受診先の病院でこどもを目視確認
3歳5か月児健診	3	3	0	
合 計	6	5	1	

※参考 対象件数 令和6年度…10件、令和5年度…8件

5 児童虐待防止に向けた取組

●オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(毎年11月1日～11月30日)の取組

① 児童虐待防止講演会の開催

令和7年11月27日(木) 別府市役所 レセプションホール

『虐待によるトラウマの影響』

NPO 法人レジリエンス 代表 中島 幸子 氏

② 市報11月号に児童虐待に関する相談窓口の周知記事を掲載

③ 児童虐待通告並びに子育て相談窓口や子育て支援センターに関する広報チラシを「市報べっぴん」11月号とともに各戸回覧

④ 児童虐待通告や相談窓口の周知についてケーブルテレビで放映

(令和7年10月27日(月)～10月31日(金) 放送)

⑤ 第11回オレンジリボンたすきリレー:令和7年11月7日(金)



児童虐待防止講演会



オレンジリボンたすきリレー

●NP(Nobody's Perfect:ノーバディズ・パーフェクト)講座の開催

- 目 的 子育ての悩みを抱えた親が、自分の長所に気づき、子育ての前向きな方法を見いだせるよう手助けする。
- 内 容 10人前後のグループで、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることを出し合って話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学び、自らの力で解決策を見出していく参加者中心型の講座。平成26年1月から開始。0～5歳のこどもを持つ親が対象。
令和7年度は南部子育て支援センターわらべで開催。
- 参 加 者 8人
※参考 参加人数 令和6年度…6人、令和5年度…6人

●心理相談の取組

- 目 的 子育て支援センターやこども家庭センターで臨床心理士による心理相談を実施することにより、子育て中の保護者へのストレスケアを行い、孤立や児童虐待の未然防止を図る。
- 内 容 毎月1回相談日を設定し、公立子育て支援センター3施設(どれみ・わらべ・べるね)で実施。必要に応じて相談日以外でも個別に対応。こども家庭センターでは随時相談に対応。
- 相談件数 子育て支援センター 12件
こども家庭センター 25件
- ※参考 令和6年度の相談件数 子育て支援センター25件 子育て支援相談室13件
令和5年度の相談件数 子育て支援センター15件 子育て支援相談室15件

●こどもの発達相談会の開催

- 目 的 発達の遅れが心配されるこどもや、関わり方やしつけに悩んでいる保護者に対し、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みについて一緒に考え、援助する。
- 内 容 言語や精神発達面に遅延のおそれがある、情緒・行動上の問題がある等、発達に課題のある乳幼児のいる家庭を対象に、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の療育専門職が相談対応し、こどもとの関わり方等への助言を行うとともに、必要に応じて療育機関や福祉サービスの紹介を行う。
毎月開催。
- 相談者数 355人(延べ人数)
※参考 相談者数(延べ) 令和6年度…322人、令和5年度…308人

●広報啓発の取組

市報に広報記事を掲載。

実施月	掲 載 内 容
5月	児童虐待の通告先と子育て支援相談窓口の周知記事
8月	こどもの車内放置防止の啓発記事
10月	里親制度の周知記事
11月	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンと相談窓口の周知記事
通年	弁護士相談の周知記事



「児童虐待」とは？

身体的虐待 … 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

心理的虐待 … 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

ネグレクト … 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

性的虐待 … こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの撮写体にするなど

通報者の秘密は守られます！

児童虐待の通告（通報）は、法律で定められた国民の義務となっています。万が一、内容が間違っていたとしても、責任を問われることはありません。また、通報者の情報を漏らすこともありませんので安心してご連絡ください。

あなたの気づき・勇気ある通報が、こどもたち、子育てに悩んでいる保護者への支援に繋がります。

通報の3つのポイント

ポイント1 こどもの泣き声が気になる。

ポイント2 不自然なアザがある子、不衛生な環境で育てられている子がいる。

ポイント3 子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。

連絡先

24時間対応 平日日中対応

児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189（いちばやく）
 ☎0120-462-110
 ☎090-1348-0874、080-3371-0874
 別府市こども家庭センター光の園 ☎21-1239（祝日除く月～金の8時30分～17時）

6 別府子ども福祉塾

目 的 こどもの支援に携わる機関の連携強化や専門性の向上を図るとともに児童虐待の予防、早期発見や適切な対応に向けたまちづくりをめざす。

平成24年3月に開講。

内 容 令和7年度末までに62回開催

（第1ステージ）

- ・平成26年度までの3年間で26回開催
- ・事例検討、グループ討議、ミニ講座等を実施

（第2ステージ）

- ・平成27年度から平成29年度まで23回開催
- ・関係施設を訪問し、施設見学や講話を実施

（第3ステージ）

- ・平成30年度から令和元年度まで9回開催。
- ・関係機関の紹介や事例検討を実施

（第4ステージ）

- ・令和2年度から令和7年度まで4回開催。
- ・塾則の制定及び要対協での位置付けの明確化、事例検討を実施

※令和3年度と令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

《令和7年度の実施状況》

開催日	講座内容
第62回 令和8年3月16日（月） 参加者：39人	「ヤングケアラー児への支援について～支援における支援者の葛藤について考える～」というテーマで、事例発表とグループ討議を実施。ケースに対する様々な支援方法について、話し合いを行いました。

*守秘義務についての考え方

令和元年度要対協合同会議で、別府子ども福祉塾において個別の事例を扱いたい、守秘義務の中、難しいとのご発言をいただきました。考え方として、別府子ども福祉塾は、別府市要対協の関係機関の一つと位置づけており、別府子ども福祉塾の参加者は、令和元年度より要対協の構成員で賛同される方が登録して活動に参加されているので、守秘義務は守られると考えています。

7 子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ)事業

内 容 保護者が疾病や仕事等の社会的な事由によって、こどもの養育が一時的に困難になった場合や、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、経済的その他の理由により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合に児童福祉施設で一時的に養育・保護する事業
保護者とこどもが一緒に施設で生活しながら支援を受ける「親子入所利用」や、こども本人の希望により保護者の同意を得た上で利用する「入所希望児童」の制度あり。

区 分 ショートステイ : 1週間以内
トワイライトステイ : 平日夜間 17:00～21:00
休日 8:00～17:00

実施施設 児童養護施設等 … 栄光園、光の園子ども家庭支援センター、別府平和園
乳児院 … 乳幼児総合支援センター栄光園
母子生活支援施設 … 永生会母子ホーム
里親2組

《事業実績》

年 齢	利用者数(延べ日数)			
	令和6年度 ショートステイ	令和6年度 トワイライト	令和7年度 ショートステイ	令和7年度 トワイライト
2歳未満児	38(116)	3(3)	37(94)	1(1)
2歳～学齢前児	115(412)	20(20)	132(423)	14(15)
小学生	62(180)	5(6)	128(385)	14(14)
中学生	10(28)	0(0)	15(50)	0(0)
高校生	2(5)	0(0)	1(7)	0(0)
緊急一時保護の親 親子入所利用の親	4(18)	1(1)	15(40)	0(0)
計	231(759)	29(30)	328(999)	29(30)

令和7年度計 357人(1,029日) うち親子入所利用 15件 入所希望児童 1件

※参考 令和6年度計 260人(789日) うち親子入所利用 5件 入所希望児童 2件

8 支援対象児童等見守り強化事業

内 容 支援対象児童等の居宅を民間団体等が訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じたこどもの見守り体制の強化を図る事業

実施団体 光の園子ども家庭支援センター

対象家庭 別府市要保護児童対策地域協議会に支援対象児童等として登録されているこどものいる家庭や別府市子ども家庭センターの見守り支援が必要な家庭

支援家庭数 19家庭 (訪問回数延べ549回)

※参考 令和6年度の支援家庭数 24家庭 (訪問回数延べ698回)

9 子育て世帯訪問支援事業

内 容	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する事業
対象家庭	食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこどものいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
支援家庭数	25家庭(訪問回数延べ596回、訪問時間延べ969時間)
※参考	令和6年度の支援家庭数 20家庭 (訪問回数延べ339回、訪問時間延べ578時間)

10 児童育成支援拠点事業

内 容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、当該こどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等の支援を実施する事業。
実施場所	社会福祉法人栄光園(旧乳児院の建物)
対象児童	①食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあるこども等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降のこども ②不登校のこどもや学校生活になじめないこども等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降のこども ③関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降のこども
支援児童数	25人(利用日数延べ1,222日)

11 親子関係形成支援事業（令和7年度開始）

内 容	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、こどもとの関わり方や子育てに悩み又は不安を抱えた保護者に対し、ペアレント・トレーニングなどのプログラムを行う事業。 「乳幼児期コース」と「学齢期コース」の2種類のプログラムを、それぞれ2クール実施。
実施事業者	社会福祉法人栄光園、社会福祉法人別府平和園
対 象 者	親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている保護者
参 加 者	〔乳幼児期コース〕 第1クール5人、第2クール10人 〔学齢期コース〕 第1クール9人、第2クール5人

12 家庭支援事業の措置

内 容 家庭支援事業(子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業等6事業)の利用が必要と認められる者について、利用を勧奨しても利用することが著しく困難な場合に利用の措置を行い、支援を提供することができる制度

実 績 子育て短期支援事業:4件(利用日数延べ26日)

※参考 令和6年度 子育て短期支援事業:4件(利用日数延べ104日)

子育て世帯訪問支援事業:1件(訪問回数延べ37回 訪問時間延べ74時間)

13 ヤングケアラー支援体制強化事業

- ・ヤングケアラーに関する相談に対し、関係機関等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラーコーディネーターを令和5年度から配置。
- ・ヤングケアラーについて児童生徒への理解を深めることにより、表面化しづらいヤングケアラーや、困りを抱えたこどもを発見し相談支援につなげるため、市内すべての小学校4年生～高校2年生を対象にヤングケアラーについての学習会とアンケート(回答任意)を令和5年度に実施。(ヤングケアラー155人、そのうち支援が必要なヤングケアラーが107人いると推察)
- ・令和6年度以降は市内すべての小学校4年生を対象に学習会とアンケートを実施。

《令和7年度 学習会とアンケートの実施状況》

	対象 児童生徒数	学習会 実施回数	アンケート 回答数	アンケート 回答率	対象校
小学校(4年生)	807人	22回	705人	87.4%	15校(うち私立1)

※アンケート結果は学校ごとにフィードバックし、学校と対応を協議

- ・ヤングケアラー管理台帳登載件数 令和7年度 31件、令和6年度 27件

14 関係機関との連携強化について

1) 児童相談所との連携強化

- ・児童相談所との連携に伴う取り決め

児童相談所と協働・連携し、それぞれの専門性を発揮した対応を行うため、情報共有や役割分担などについてルールを明確化。

- ・相談支援業務に関わる職員研修

児童相談所が実施する職員研修など、業務に必要な研修に参加し、連携強化を図る。

2) 支援体制の強化

- ・スーパーバイズの活用

専門的知識を有する児童相談所 OB(児童相談所長経験者)を非常勤の職員(スーパーバイザー)として配置し、専門的・技術的な助言や指導等を受けている。

・研修会や講演会への積極的な参加

業務に関係する研修会や講演会へ積極的に参加し、研修等で得た知識や情報を月1回のこども家庭センターミーティングで共有。

3)教育との連携強化

・スクールソーシャルワーカーとの連絡会

学校におけるこどもや家庭をめぐる複雑な課題に対して、学校現場と児童福祉の専門職が情報を共有し、課題の解決について協議するための会議を定期的開催。

4)医療機関との連携強化

- ・医療機関は、支援対象児童等を把握しやすい立場にあり、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のために平成 25 年度に小児科、産婦人科、平成 26 年度に精神科、平成 27 年度に歯科が別府市要保護児童対策地域協議会の構成員として参加。
- ・県内で市町村をまたがるケースについて市町村要保護児童対策地域協議会と医療機関との連携を構築するために、大分県要保護児童対策地域協議会設置要綱が一部改正されたことに伴い、令和元年度に別府市要保護児童対策地域協議会設置要綱を一部改正。医師会の記載とともに個別の医療機関の名称を記載。
- ・ハイリスク妊産婦の事例として情報提供を受けた場合は、医療機関も参加して個別ケース検討会議を開くなど迅速に要対協としての対応をしている。
- ・特定妊婦が出産し、新生児が出生した場合、要支援児童の母・要支援児童の家庭として情報共有し、支援を継続している。

5)その他

医療、母子保健部門が定期的開催する会議(ペリネイタルビジット・ヘルシースタート合同専門部会ペリネイタルリスクアセスメント委員会、東部圏域ヘルシースタートおおい地域推進専門部会)に、児童福祉担当として参加し、事例の検討、事業の方向性、問題点の検討等を行った。

＊ペリネイタル・ビジット(育児等保健指導)

妊娠中から産後早い時期にかかりつけの小児科医をつくり、育児について相談できるようにするための取組

＊ヘルシースタート

「すべてのこどもが健康で幸せな人生のスタートを切れるように」という考えのもと、妊娠期からこどもの成長まで、切れ目なく家庭を支援していく取組

議第2号 令和7年度 児童相談の内容と傾向

1. 人口の推移

別府市の総人口は、令和5年度から令和7年度の3年間で1,985人の減少となっています。年齢構造別にみると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口いずれも減少しています。令和7年度の18歳未満の児童数は、13,774人。

	(単位:人)				
	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	児童数 (18歳未満)
令和5年度	113,311 100%	11,731 10.35%	62,759 55.39%	38,821 34.26%	14,483 12.78%
令和6年度	112,394 100%	11,372 10.12%	62,596 55.69%	38,426 34.19%	14,142 12.58%
令和7年度	111,326 100%	11,002 9.88%	62,179 55.86%	38,145 34.26%	13,774 12.37%

資料:住民基本台帳(10月1日現在)

2. 児童相談について

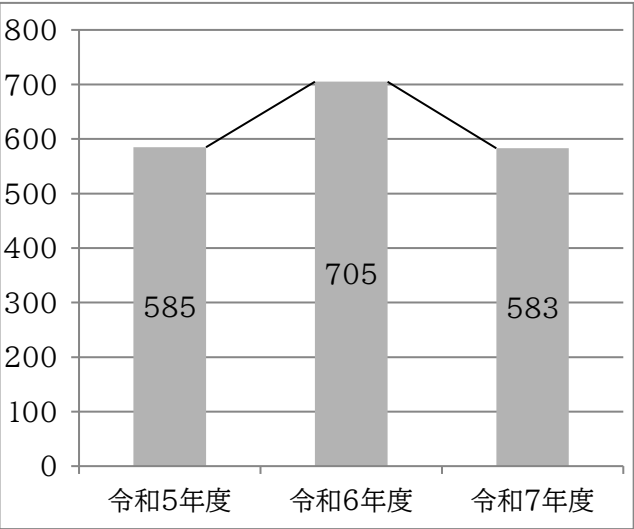
(1) 相談件数の推移

令和7年度の別府市での相談件数は583件で、「その他の養護相談」が291件(49.91%)と最も多く、「児童虐待相談」255件(43.74%)とあわせた「養護相談」が546件(93.65%)となっています。「いじめ相談」は1件(0.17%)でした。

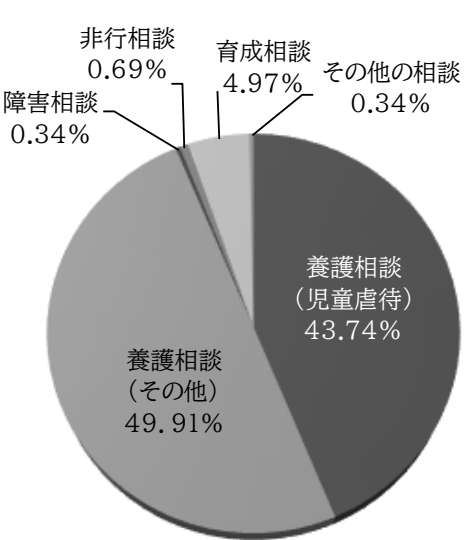
	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	いじめ相談(再掲)
	児童虐待相談	その他の養護相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
令和5年度	300	256								1		16	10			2	585	
令和6年度	306	361								1	1	19	10		3	4	705	
令和7年度	255	291		2						2	2	29				2	583	1

[相談件数の推移]

(単位:件)



[令和7年度相談分類の割合]



(2)年齢別・相談種類別件数

年齢別に見ると「0歳」が88件と最も多く、次いで「9歳」「10歳」の35件、「1歳」の34件となっています。就学前の0歳から6歳が265件(45.45%)となっています。

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計	(再掲)
	児童虐待相談	その他の養護相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談				いじめ相談
0歳	13	75							88	
1歳	10	24							34	
2歳	10	17					1		28	
3歳	14	14							28	
4歳	13	16							29	
5歳	17	14							31	
6歳	18	9							27	
7歳	20	9					1	1	31	1
8歳	8	11					1	1	21	
9歳	27	7		1					35	
10歳	18	14					3		35	
11歳	16	6					2		24	
12歳	17	11			1	1	3		33	
13歳	15	9				1	6		31	
14歳	8	8					1		17	
15歳	13	5			1		4		23	
16歳	10	5		1			1		17	
17歳	7	1					4		12	
18歳以上									0	
年齢不詳	1	1					2		4	
特定妊婦		35							35	
合計	255	291	0	2	2	2	29	2	583	1

(3)相談種別ごとの経路別件数

児童虐待通告・相談(255件)では、「こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門」が65件(25.49%)と最も多く、次いで「学校」56件(21.96%)、「児童相談所」51件(20.00%)となっています。

	児童相談所	都道府県 (児相除く)	市町村		保育所	児童福祉施設	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	保健所及び医療機関		学校等			里親等	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
			こども家庭センター等	その他						保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	51		65		9	3	2	8			6	7	56	20			6	6		16	255
その他	30		193	1	12	7		4			5		13	18			29	4	1	11	328

その他(328件)では、「こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門」が193件(58.84%)と最も多く、次いで「児童相談所」30件(9.15%)、「家族・親戚」29件(8.84%)となっています。

(4)種類別対応件数

「継続指導」が503件(86.28%)と最も多く、継続的な支援が必要なこどもや保護者等が多いです。

		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋	送 致 児 童 相 談 所	そ の 他	計
養護相談	児童虐待相談	37	203	1	13	1	255
	その他の養護相談	14	276			1	291
保健相談							0
障害相談			1	1			2
非行相談	ぐ犯行為等相談		2				2
	触法行為等相談		2				2
育成相談		4	19	6			29
その他の相談		1		1			2
計		56	503	9	13	2	583

3. 児童虐待相談について(再掲)

(1)相談件数の推移

「心理的虐待」が102件(40.00%)で最も多く、次いで「身体的虐待」が80件(31.37%)となっています。

	虐 待 種 別				計
	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	
令和5年度	83 (27.67%)	119 (42.21%)	2 (0.67%)	78 (26.00%)	300
令和6年度	81 (26.47%)	142 (46.41%)	0 (0.00%)	83 (27.12%)	306
令和7年度	80 (31.37%)	102 (40.00%)	1 (0.39%)	72 (28.24%)	255

(2)経路別相談件数

虐待相談の相談経路は、「こども家庭センター等」が65件(25.49%)で最も多く、次いで「学校」56件(21.96%)、「児童相談所」51件(20.00%)となっています。

	児童 相談 所	都 道 府 県 (児 相 除 く)	市町村		保 育 所	児 童 福 祉 施 設	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園	警 察 署	保健所及び 医療機関		学校等			里 親 等	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
			こ ど も 家 庭 セ ン タ ー 等	そ の 他						保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
身体的虐待	12		19		3	1	1	5			3	3	24	2			2	1		4	80
心理的虐待	30		29		4			1				3	20	2			4	4		5	102
性的虐待							1														1
ネグレクト	9		17		2	2		2			3	1	12	16				1		7	72
計	51	0	65	0	9	3	2	8	0	0	6	7	56	20	0	0	6	6	0	16	255

(3)主な虐待者別件数

主な虐待者は、「実母」が124件(48.63%)と最も多く、次いで両親や祖父母などの「その他」が64件(25.10%)、「実父」が58件(22.74%)となっています。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
令和5年度	68 (22.67%)	16 (5.33%)	124 (41.33%)	0 (0.00%)	92 (30.67%)	300
令和6年度	83 (27.13%)	12 (3.92%)	124 (40.52%)	0 (0.00%)	87 (28.43%)	306
令和7年度	58 (22.74%)	9 (3.53%)	124 (48.63%)	0 (0.00%)	64 (25.10%)	255

(4)被虐待者の年齢別件数

虐待を受けたこどもの年齢は、「小学生」が106件(41.57%)と最も多く、次いで「3歳～学齢前児童」が62件(24.31%)、「中学生」が36件(14.12%)となっています。

	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
令和5年度	56 (18.67%)	94 (31.33%)	99 (33.00%)	40 (13.33%)	11 (3.67%)	300
令和6年度	35 (11.44%)	79 (25.82%)	120 (39.21%)	49 (16.01%)	23 (7.52%)	306
令和7年度	33 (12.94%)	62 (24.31%)	106 (41.57%)	36 (14.12%)	18 (7.06%)	255

(5)被虐待者の年齢・相談種別

就学前では心理的虐待が多く、小学生では身体的虐待、中学生以上ではネグレクトが多い傾向にあります。

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	計	割合
0～3歳未満	9	22		2	33	12.94%
3～学齢前児童	21	25		16	62	24.31%
小学生	40	37		29	106	41.57%
中学生	9	9	1	17	36	14.12%
高校生・その他	1	9		8	18	7.06%
計	80	102	1	72	255	100%

【別表1】 相談の種類及び主な内容(「こども家庭センターガイドライン」より)

養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する次の行為に関する相談 (1)身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2)性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3)心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷をあたえる行為、こどもが同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4)保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失・停止した親のこども、後見人を持たないこども等環境的問題を有することも、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有することもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞を有することも等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは、飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のないこどもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談。
育成相談	性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有することもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記いずれにも該当しない相談。

議第3号 令和8年度 事業実施計画

■ こども家庭センターの運営

- ・母子保健機能と児童福祉機能の2つの機能を一体化し、妊娠期からすべての妊産婦とこども、子育て家庭に対して、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで包括的に切れ目なく対応

■ 要保護児童対策地域協議会合同会議 年1回開催

■ 実務者連絡会(定期連絡会) 毎月開催

- 共同管理台帳を基に経過や支援方針、主担当機関の確認、援助方針の見直し等の進行管理を行うとともに、関係機関との情報共有を行うため毎月開催

■ 関係機関による個別ケース検討会議

- 個別ケースに対する情報共有や具体的な支援内容等を検討するため適時開催

■ 主任児童委員などによる健診未受診者家庭等への訪問事業

- 社会的孤立を防ぎ、地域ぐるみで見守りを図るため継続実施

■ 子育て短期支援事業

- ・ショートステイ及びトワイライトステイを市内の児童福祉施設及び里親に委託して実施
- ・預け先として里親の積極的な活用

■ 子育て世帯訪問支援事業

- ・家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に対して、訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援及び育児・養育支援を実施

■ 児童育成支援拠点事業

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等、個々のこどもの状況に応じた支援を実施
- ・市内の社会福祉法人(栄光園)の敷地内にある建物を児童育成支援拠点として事業を実施

■ 親子関係形成支援事業

- ・こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける。
- ・市内の社会福祉法人(栄光園、別府平和園)に委託して実施

■ 支援対象児童等見守り強化事業

こどもの見守り体制の強化を図るため、市の補助事業として本年度も市内の民間団体(光の園子ども家庭支援センター)にて継続実施

■ ヤングケアラー支援体制強化事業

- ・ヤングケアラーに関する相談に対し、関係機関等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラーコーディネーターを配置
- ・ヤングケアラーの周知を図り、こどもが理解を深めることにより、表面化しづらいヤングケアラーや、困りを抱えたこどもを発見し、必要な支援につなげるため、市内すべての小学校4年生を対象にヤングケアラーについての学習会を実施するとともに、市内すべての小学校4年生～高校2年生を対象にヤングケアラーについてのアンケート(回答任意)を実施

■ NP(ノーバディズ・パーフェクト)講座の開催

公立子育て支援センターで開催

■ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの取組

- ・児童虐待防止講演会を11月に開催予定
- ・市報掲載、ポスターやチラシ配布、ケーブルテレビ放映等
- ・第12回オレンジリボンたすきリレー(令和8年11月6日(金)開催)への協力

■ 心理相談の取組

公立子育て支援センターでは毎月1回、こども家庭センターでは適時実施

■ AIを活用した相談支援に関する実証事業の取り組み

こどもと親のミカタ AI「AI(あい)ちゃん」の実証事業を実施(令和8年5月15日～令和8年10月31日)

■ 広報啓発事業

市報「べっぴ」への記事掲載、チラシやケーブルテレビ等による児童虐待、子育て支援相談窓口の周知

■ 別府子ども福祉塾

要対協の実務者同士で事例研究を実施予定

■ 医療・保健・福祉部門の連携推進のための会議等への参加

- ・ペリネイタルビジット・ヘルシースタート合同専門部会ペリネイタルリスクアセスメント委員会
- ・東部圏域ヘルシースタートおおいた地域推進専門部会 等

■ 弁護士による専門相談

- ・月1回原則第4火曜日、1件30分予約制、無料。社会福祉法人別府光の園に委託して実施
- ・電話 090-1348-0874

■ 夜間・休日・緊急時の対応強化

- ・こども家庭センターの業務の拡充を社会福祉法人別府光の園に委託し、専門的知見に基づく支援体制及び夜間・休日・緊急時の支援体制を強化